

■個人情報保護方針■

・個人情報の第3者提供の制限について

当組合は、皆さまからお預かりした個人情報の第三者への提供を以下のルールにのっとって行います。

●第三者提供のルール

当組合は、あらかじめ皆さまの事前の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、次に掲げる場合は、皆さまの事前の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することができます。

1. 法令の定めに基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、皆さまの同意を得ることが困難である場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、皆さまの同意を得ることが困難である場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、皆さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

●共同事業の実施について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供②合併等に伴う提供③特定の者との間での共同利用 については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、③に該当する下記の共同事業を実施し、皆さまの個人情報を共同利用しています。

個人情報を共同利用する場合において、法律で求められている①共同利用する旨②共同利用する個人情報項目③共同利用する者の範囲④共同利用する者の利用目的⑤個人情報管理責任者名もしくは名称について、次のように公表します。

1. 加入事業所と共同で実施する健康診査事業

※加入事業所…セイコー健康保険組合に加入している事業所

① 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施しています。

② 共同利用する個人データ項目について

■定期健康診断検査項目

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| ○身体計測 | ○心電図検査 | ○血糖検査 | ○肝機能検査 |
| ○視力・聴力検査 | ○血液検査 | ○胸部X線 | ○子宮がん検査 |
| ○尿検査 | ○腎機能検査 | ○胃部X線 | ○乳がん検査 |
| ○血圧 | ○血中脂質検査 | ○大腸がん検査 | ○前立腺がん検査 |

③ 個人データを共同利用する者の範囲について

- ・加入事業所 健診担当者
- ・セイコー健康保険組合 職員

④ 個人データを共同利用する者の利用目的について

加入事業所健診担当者および責任者においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、セイコー健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健診担当者がデータ保存し、産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を実施します。

セイコー健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、生活習慣病対象者およびその予備軍を、健診データを基に抽出し、保健指導を行います。

⑤ 個人データ管理責任者について

- ・加入事業所 健診担当部門の個人情報保護責任者
- ・セイコー健康保険組合 個人情報取扱責任者(常務理事)

2. 健康保険組合連合会と共同で実施する高額医療交付金交付事業

① 健康保険組合連合会(以下「健保連」という)との高額医療交付金交付事業の共同実施について

「高額医療交付金交付事業」とは、健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものです。その事業の申請のために、レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・レセプト請求金額などを記載した書類(交付金交付申請総括明細書)を健保連高額医療支援グループに提出します。

② 共同利用する個人データ項目について

レセプト記載データ1枚目の部分の項目。

③ 個人データを共同利用する者の範囲について

- ・健保連高額医療支援グループ 職員
- ・健保連の業務委託業者(財団法人 社会経済生産性本部社会情報システム部)
- ・セイコー健康保険組合 職員

④ 個人データを共同利用する者の利用目的について

当組合は高額医療交付金交付の申請を行うために利用します。

健保連高額医療支援グループは当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。なお、健保連では申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては1年程度保存し、イメージデータにしたものを作成して4年程度保存しています。

⑤ 個人データ管理責任者について

- ・健保連 個人情報管理統括責任者(総務担当役員)
- ・セイコー健康保険組合 個人情報取扱責任者(常務理事)

●「默示による包括的な同意」とさせていただく事項

当組合は、あらかじめ皆さまの書面による事前の同意（「明示の同意」）を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

しかしながら、皆さまの利益になるもの、または当組合の負担が膨大になるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも皆さまにとって合理的であるといえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって、「あらかじめ取扱い方法を公表し、本人から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は同意したものとする（「默示による包括的な同意」）」ことができます。

これに基づき、当組合においては、以下の事項についてあらかじめ同意が得られているものとして取扱いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、この取扱いについては、皆さまからの申し出によりいつでも変更することができますので、変更を希望される方は、個人情報窓口までご連絡ください。

■個人情報を第三者である事業主に提供する項目

1	法定給付のうち、「療養費・家族療養費」「傷病手当金」「出産手当金」「出産育児一時金・家族出産育児一時金」「埋葬料・家族埋葬料」の申請書（請求書）等の提出および内容確認を事業主経由で行うこと。
2	付加給付のうち、「出産育児一時金付加金・家族出産育児一時金付加金」「埋葬料付加金・家族埋葬料付加金」の請求書の提出および内容確認を事業主経由で行うこと。
3	インフルエンザ予防接種補助金請求書の提出および内容確認を事業主経由で行うこと、または事業主経由で補助金を支給すること。
4	健康保険組合が実施する特定保健指導に関する事項のうち、対象者、面接日、指導内容を事業主に提供すること。
5	健康保険組合が実施する特定保健指導に関する事項のうち、特定保健指導の対象者選定に際して意見聴取するため、特定健康診査の結果を事業主の産業医等に提供すること。
6	健康保険組合が実施する人間ドックに関する事項について、人間ドック実施機関から提供を受ける健診の結果については、本来、受診者本人が事業主に提出する。しかし、本人の明確な反対・留保の意思表示がない場合、あるいは本人による開示請求がない場合は、健診の結果を事業主に提供すること。

（注）加入者の資格喪失の届出を事業主が行うこと、被保険者証（保険証）を事業主および被保険者経由で更新・配付することは、健康保険法（施行規則）で定められているため、第三者への提供には該当いたしません。

■個人情報を第三者である被保険者（被扶養者）に提供する項目

1	医療費通知（健康保険給付金等明細書）を世帯単位でまとめて行うこと。なお、医療費通知には、「受診者氏名」「受診年月」「診療日数」「医療費総額」「医療費等の内訳」「医療機関名」を記載しています。
---	---

■個人情報を第三者である事業主または健康診査実施機関より提供を受ける項目

1	健康診査に関する事項のうち、 (1) 被保険者 ・ 事業主の実施する労働安全衛生法に基づく健康診断の健診項目について、事業主から提供を受けること。 ・ 健康保険組合が契約する健康診査実施機関にて実施する特定健康診査の健診項目について、健康診査実施機関から提供を受けること。 ・ 健康保険組合が契約する人間ドック実施機関にて実施する健康診査の健診項目について、人間ドック実施機関から提供を受けること。 (2) 被扶養者 ・ 健康保険組合が契約する健康診査実施機関にて実施する特定健康診査の健診項目について、健康診査実施機関から提供を受けること。 ・ 健康保険組合が契約する人間ドック実施機関にて実施する健康診査の健診項目について、人間ドック実施機関から提供を受けること。
2	健康保険組合が被保険者と連絡をとるため、事業主から被保険者の所属部署・電話番号・メールアドレスの提供を受けること。